

法及び県条例施行関係 令和3年度実施事業について

障害者差別解消法及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する差別を解消し県民の理解を深めるため、令和3年度は、以下の事業を実施する。

1 障害者理解普及啓発事業**R3 当初予算 7,029 千円****(1) 地域相談員及び広域専門相談員の設置費 5,929 千円 (R2: 5,846 千円)**

県条例で定められている地域相談員と広域専門相談員（2名）を設置し、相談対応するとともに、資質向上のための研修を実施する。

(2) 障害のある人の相談に関する調整委員会費 1,100 千円 (R2: 1,100 千円)

障害を理由とする差別を解消するための施策に関する重要事項に関する調査審議や紛争解決を行う。

2 ふれあいパラスポーツフェスタ（仮称）開催事業**R3 当初予算 2,400 千円**

障害者に対する理解の一層の促進や、障害者スポーツの更なる理解啓発を図るため、パラリンピアンを招き、障害者スポーツ体験イベント等を実施する。

開催：令和3年11月頃（予定）

会場：未定

3 小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員の配置（教育委員会）**R3 当初予算 13,600 千円**

合理的配慮の提供に関する指導助言、合理的配慮の要望に関する教育相談、子どもに関わる関係者（医療・福祉等）の連絡調整等を行う小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員を配置する。